

西諸地域医療構想調整会議 医療機関部会運営要領

令和元年12月13日
西諸地域医療構想調整会議

(目的)

第1条 この要綱は、西諸地域医療構想調整会議運営要綱第7条の規定に基づき設置する医療機関部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 部会は、西諸地域の一般病床、療養病床を有する病院、診療所の代表者等（以下「部会員」という。）で組織する。

(会議)

第3条 部会は、宮崎県小林保健所長（以下「所長」という。）が部会員を招集して開催する。

- 2 部会の議事は、非公開とする。
- 3 部会員から部会開催の要請があったとき、所長は部会の開催に務めなければならない。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有するアドバイザーの招聘を行うことができる。

(協議事項等)

第4条 部会は、西諸地域医療構想区域内における次の事項について協議を行う。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること。
- (2) 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金の活用に関すること。
- (3) 前2項の他、地域医療構想の推進に関すること。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会の議事を主宰する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、宮崎県小林保健所において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年12月13日から施行する。